

冠山総合公園西側市有地における トライアル・サウンディング募集要項



令和5年12月

光市都市政策部都市政策課

～目 次～

| | | | |
|----|-----------------|---|---|
| 1 | 実施の背景・目的 | P | 1 |
| 2 | 制度概要 | P | 1 |
| 3 | 期待される効果 | P | 2 |
| 4 | 導入対象施設 | P | 2 |
| 5 | 募集内容 | P | 3 |
| 6 | 実施の流れ | P | 4 |
| 7 | 実施要件 | P | 5 |
| 8 | 資格要件 | P | 5 |
| 9 | 応募手続き | P | 6 |
| 10 | その他留意事項 | P | 7 |
| 11 | 実績報告書の提出・ヒアリング | P | 9 |
| 12 | 出店者の取扱い | P | 9 |
| 13 | 問合せ先・書類提出先（事務局） | P | 9 |

1 実施の背景・目的

冠山総合公園は、梅を中心に四季を通じて花木が楽しめる総合公園で、年間来場者数は、例年20～30万人程度となっています。梅まつりやばらまつりなどのイベント期間中は、特に来場者が多く、冠山総合公園西側市有地（以下「市有地」という。）を臨時駐車場として利用し、駐車スペースを確保しています。

市有地は、国道188号に面し、瀬戸内海を一望できる恵まれた場所に位置しています。しかしながら、イベント等の開催期間以外は遊休地となっており、市では日常的に遊休地となっている市有地の活用方法について、現在、検討を進めています。

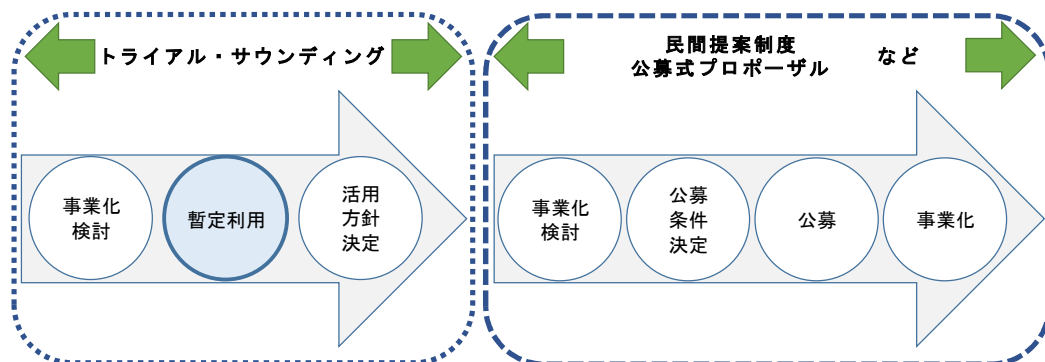
このたび、市有地の効果的な利活用につなげるため、トライアル・サウンディングとして「キッチンカーの出店」が可能な民間事業者を募集し、市場調査（社会実験）を実施します。

2 制度概要

トライアル・サウンディングとは、市が保有する公共施設等の利活用の事業化（にぎわいの創出、空きスペースの有効活用等）の検討に際し、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者等（以下「出店者」という。）を募集して、一定期間、実際に利用していただき、課題（集客性や採算性等）のフィードバックを受けて、その後の利活用に活かしていくこと（公募条件への反映等）を目的とした市場調査（社会実験）です。

この制度を用いて、公共施設等の利活用の事業化を図ることで、公共施設等への民間参入を促すとともに、新たな市民サービスの創出、公共施設等の魅力又は可能性の発信、維持管理に資する新たな収入の創設などにつなげることを目的としています。

公共施設等の利活用の事業化



3 期待される効果

| 期待される効果 | |
|---------|--|
| 出店者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等を利用したアイデアが、ニーズやコンセプト等と合致しているか確認が可能 ・ 立地、使い勝手、投資額等の感触を掴むことが可能 ・ 本格運営でなく短期間での実施により、少ないリスク負担で収益性や市場ニーズの確認が可能 |
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の需要を把握し、幅広い検討・課題発見が可能 ・ 事業内容による集客力、公共施設等との相性などの確認が可能 |

4 導入対象施設

| | | |
|----------------|-------------------------|-----------|
| 名称 | 冠山総合公園西側市有地 | |
| 所在地 | 山口県光市光井三丁目2335-3、6290-2 | |
| 面積 | 2,600㎡ | |
| 冠山総合公園 利用状況 | 令和4年度 | 約272,000人 |
| | 令和3年度 | 約197,000人 |
| | 令和2年度 | 約173,000人 |



5 募集内容

(1) 出店場所

光市光井三丁目2335-3、6290-2地内

※使用許可根拠：光市財務規則（行政財産使用許可）による

(2) 出店形態

販売品目は、飲食物とし、保健所から当該区域の営業許可を受けたキッチンカーによるテイクアウト販売とします。

※冠山総合公園の電気設備や水道設備等の使用はできません。

(3) 出店規模

1台当たりの設置面積は10㎡程度とします。

キッチンカーの出店スペースについては、キッチンカーを16台程度駐車できるスペースを確保する予定としています。

(4) 出店日

令和6年3月15日（金）、16日（土）、17日（日）

※1日のみの出店も可能です。

(5) 出店時間（キッチンカー搬入・搬出時間）

搬入時間 8時30分 ～ 9時30分

出店（販売）時間 10時00分 ～ 16時00分

搬出時間 16時30分 ～ 17時30分

(6) 費用負担

出店に要する費用は、出店者の負担とします。

※ただし、実施時の行政財産使用料（土地の使用料）は免除（無料）します。

(7) その他

出店時間については、原則上記のとおりですが、相談により柔軟に検討します。また、市場調査（社会実験）のため、途中で内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

また、応募は原則先着順で受け付けます。応募者多数により、事業の実施が困難と判断される場合は、出店をお断りする場合があります。（販売

品目の調整は原則行わないため、場合によっては販売品目が重複する場合があります。)

雨天等により、トライアル・サウンディングを中止にする場合、前日までに中止のご連絡します。

6 実施の流れ

| | | |
|----------------------|--|--|
| 募集要項の公表 | 出店者の募集を開始 | 令和5年12月5日(火) |
| 事前相談 現地視察 | 出店希望者は、事務局と調整の上、事前相談・現地視察を実施 ※申込先 事務局（13 問合せ先・書類提出先） | 随時 |
| 申請書等の受付 | 出店希望者は応募に必要な書類を事務局に提出 | 令和5年12月5日(火)～令和5年12月25日(月) (持参される場合) ・市役所閉庁日は除く ・受付時間は8時30分から17時15分まで |
| 審査 | 事務局は、提出書類をもとに、資格要件や内容要件に合致しているかなどを審査 | 令和5年12月5日(火) ～令和6年1月10日(水) |
| 出店者の決定 | 事務局は、出店申請者へ審査結果を通知 | 令和6年1月中旬 |
| 事業の実施 | 許可を受けた出店者は、事業を実施 | 令和6年3月15日(金)、16日(土)、17日(日) |
| ヒアリング | 事業実施後、出店者は、事務局に実績報告書を提出し、事務局は、出店者からヒアリングを実施 | 事業実施後 |

7 実施要件

(1) 実施内容

実施内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ア キッチンカーによる飲食物のテイクアウト販売であること。
- イ 確実に実施できる内容であること。
- ウ 市の財政負担が生じない内容であること。

(2) 対象としない提案

次のいずれかに該当するものは、出店の対象となりません。

- ①法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- ②公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動
- ③人権を侵害し、又はそのおそれがある活動
- ④政治性のあるもの又は選挙に関する活動
- ⑤宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関する活動
- ⑥社会問題その他についての主義又は主張にあたる活動
- ⑦内容又は責任の所在が不明確な活動
- ⑧消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でない活動
- ⑨青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない活動
- ⑩騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ⑪その他、市長が適当でないとする活動

(3) 集客・広告

ア 集客（広告等）は出店者で対応をお願いします。

イ 市は、ホームページやSNSなどで店舗名、出店日時、主な販売品目等を掲載します。

※販売品目の写真の掲載については、データの提供をいただければ可能です。

8 資格要件

(1) 出店者の応募資格

ア 事業内容を実行できる意思と能力（運営力、資力、資格等）を有する企業、NPO法人、市民団体、個人事業主等であること。

イ 応募時までには販売品目について食品衛生法等の各種許可を受けていること。

ウ 応募時までには生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加していること。

(2) 出店者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、出店者になることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するもの
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- ウ 市税（光市に納税義務のあるもの）を滞納しているもの
- エ 申請書提出時点で、光市から指名停止を受けているもの
- オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしているもの、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの
- カ 宗教活動又は政治活動を目的としているもの
- キ その他市長が適当でないと認めるもの

9 応募手続き

(1) 提出書類

| 名称 | 提出部数 |
|--|------|
| 行政財産使用許可申請書（光市財務規則様式第72号） | 1部 |
| 行政財産使用料減免申請書 （光市行政財産使用料条例施行規則別記様式（第2条関係）） | 1部 |
| キッチンカー販売事業出店計画書（様式第1号） | 1部 |
| 出店希望日程表（様式第2号） | 1部 |
| 誓約書（様式第3号） | 1部 |
| 営業許可書の写し又は写真 | 1部 |
| 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し又は写真 | 1部 |
| 生産物賠償責任保険（PL保険）等の保険証書の写し又は写真 | 1部 |

(2) 提出書類の受付

- ア 出店者は、(1)の提出書類を作成し、受付期間中に事務局に提出します。
- イ 提出方法は、持参（市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送（受付最終日必着）、電子メール又はFAXとします。
※電子メール又はFAXで提出する場合の注意点
送信後、必ず到達確認の電話をしてください。また、電子メールで提出

を行う場合、証明書等の写しについては、スキャナーで読み取ったデータ、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真を添付してください。

(3) 提出書類の提出先

事務局（13 問合せ先・書類提出先）に提出してください。

(4) 応募に関する注意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、出店者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権は出店者に帰属しますが、提出書類は返却しないものとし、また、提出書類は、トライアル・サウンディングの利用目的以外には無断で使用しません。

ウ 法令等の遵守

利用にあたっては、事前に出店者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは出店者に帰属することとします。

エ 失格事項

出店者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (ウ) 本要項に定める手続きを遵守しない場合

10 その他注意事項

(1) 出店上の注意事項

ア 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。

イ キッチンカーには、営業許可書及び市が交付する「許可書」を常に外から見える位置に掲示すること。

ウ 衛生管理を徹底するとともに、キッチンカー及びその周辺を適宜清掃し、周囲の環境美化に努めること。また、必ずごみ箱をキッチンカー付近の見やすい場所に設置し、ごみは全てその日に持ち帰り、適正に処分すること。

エ 出店により生じた排水は、利用地内に流さず、持ち帰りのうえ、適正に

処分すること。

- オ 出店による事故（火災や食中毒など、苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）などのトラブルは、出店者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を市に報告すること。
- カ お客様の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- キ 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。また、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- ク 営業に必要な電気、飲料水等は、出店者が用意すること。
- ケ 火器を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。また、消火器を必ず設置すること。
- コ 雨天時等のやむを得ない理由により、出店を中止する場合などは、事前に市に連絡すること。
- サ 敷地内禁煙等、利用地周辺の利用に関するルールを遵守すること。

(2) 責任及びリスク負担の考え方

出店者が実施する事業については、出店者が責任を持って遂行し、当該事業に伴い発生するリスクは、原則として出店者が負うものとします。

(3) 事業中止

「提案内容に反する」、「公の秩序又は善良な風俗を害するおそれが認められる」、「偽りその他不正な手段により使用許可を受けた」など、本制度の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられてもなお改善が見られない場合は、利用を中止していただくことがあります。

なお、利用中止によって生じた損害等について、市は一切の責任を負いません。

(4) 事業終了後

事業終了後、利用場所の原状復帰をしてください。

1 1 実績報告書の提出・ヒアリング

(1) ヒアリングの実施について

出店期間終了後、事業者は出店実績をまとめた資料を速やかに提出してください。また、事務局が実績報告書の内容などについてヒアリングを実施しますので、ご協力をお願いします。

(2) 提出書類

| 名称 | 提出部数 |
|---|------|
| 実績報告書（様式第4号） ※添付資料 ・対象施設の写真（出店中） ・収入報告書（任意様式） | 1部 |

1 2 出店者の取扱い

トライアル・サウンディング後、当該事業を事業化し、出店者が事業化の際に応募する場合は、他の事業者に比べて優先的な取扱いを行うなど、一定の優位性を持たせます。

1 3 問合せ先・書類提出先（事務局）

- 部署 光市都市政策部都市政策課都市計画係（担当：眞崎）
- 住所 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
- 電話：0833-72-1574
- FAX：0833-72-1587
- E-mail：toshi@city.hikari.lg.jp